

会議の名称	令和5年度第2回本庄市地域福祉審議会・令和5年度第2回本庄市地域福祉推進委員会
開催日時	令和5年7月14日(金) 午後1時30分から 午後4時45分まで
開催場所	本庄市役所6階大会議室
出席者	<p>委員：栗田 弘志 会長、太田 行信 副会長、 金井 敏 委員、田邊 晶子 委員、種村 朋文 委員、 芦澤 吉一 委員、卜部 由美子 委員、菌部 光一 委員、 五十嵐 敦子 委員、倉林 宣子 委員、駒木野 昌代 委員、 内田 晶子 委員、吉野 知幸 委員、大山 美佐保 委員、 木村 悟 委員、小暮 一実 委員、宮里 充子 委員、 飯田 朋宏 委員</p> <p>事務局：福祉部 山田部長、地域福祉課 小沢課長、 財政課 榊田課長、市民活動推進課 野本課長、 危機管理課 田島課長、生活支援課 三井田課長、 障害福祉課 佐々木課長、高齢者福祉課 内田課長、 介護保険課 丸山課長、健康推進課 武正課長、 子育て支援課 小島課長、保育課 浅見課長、 道路管理課 高柳課長、道路整備課 長浜課長、 都市計画課 茂木課長、営繕住宅課 松村課長補佐、 学校教育課 岡芹課長、生涯学習課 原課長、 地域福祉課 鳥羽課長補佐、千田主査、高田主任 本庄市社会福祉協議会 大屋事務局長、関根次長、 福田係長、倉林係長</p>
欠席者	須藤 成光 委員、設楽 喜久雄 委員
議題 (次第)	<p>1. 審議事項</p> <p>(1) ふくしの杜ほんじょうプラン21 令和4年度進捗管理シートについて</p> <p>(2) 本庄市地域福祉計画・本庄市地域福祉活動計画の施策体系及び構成等について</p> <p>(3) 第1回本庄市地域福祉審議会及び本庄市地域福祉推進委員会意見対応について</p> <p>2. 協議事項</p> <p>(1) 本庄市地域福祉審議会及び本庄市地域福祉推進委員会の傍聴定員について</p>
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・本庄市地域福祉審議会・本庄市地域福祉推進委員会委員名簿

様 式

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 席次表 ・【資料 1】 ふくしの杜ほんじょうプラン 2 1 (第 2 期本庄市地域福祉計画・第 2 期本庄市地域福祉活動計画) 進捗管理シート (令和 4 年度取組状況) ・【資料 2】 ふくしの杜ほんじょうプラン 2 1 (第 2 期本庄市地域福祉計画・第 2 期本庄市地域福祉活動計画) 進捗管理シート (令和 4 年度取組状況) ・【資料 3】 本庄市地域福祉計画・本庄市地域福祉活動計画の施策体系及び構成等について ・【資料 4】 本庄市の概況 (各統計データ等) について ・【資料 5】 本庄市事務分掌規則 ・【資料 6】 本庄市社会福祉協議会係等名・事務分掌表 ・【資料 7】 本庄市附属機関等傍聴規則
<p>その他特記事項</p>	
<p>主 管 課</p>	<p>福祉部地域福祉課</p>

会 議 録

会 議 の 経 過	
発 言 者	発言内容・決定事項等
事務局（地域福祉課長）	<p>本日はお忙しい中、「令和5年度第2回本庄市地域福祉審議会・本庄市地域福祉推進委員会」にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。私は進行を務めさせていただきます、福祉部地域福祉課長の小沢と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、会議に先立ちまして、報告をさせていただきます。</p> <p>はじめに、本日、須藤委員、設楽委員より欠席のご連絡を受けておりますので、ご報告いたします。</p> <p>本庄市地域福祉審議会条例第6条第3項・本庄市地域福祉推進委員会設置要綱第6条第3項では、審議会・委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないと規定しております。本日もご出席いただいております委員は20名中現在18名でございます。過半数を超えておりますので、本日の会議は成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>また、本庄市地域福祉審議会規則第2条の規定に基づき、本会議は公開でございます。同規則第3条の規定により、本会議の開催について、市ホームページで公表し、傍聴人の定員については、第1回の審議会において定員数10名と決定したことから、定員数10名としてご案内したところ、本日2名の申込みがございました。傍聴者につきましては手続を行い、入室していただいております。</p> <p>なお、会議録作成のため、事務局にて本会議を録音させていただいております。また、会議の様子を写真撮影させていただきます。計画策定にあたり、市ホームページ等に掲載させていただく場合がございます。予めご了承ください。</p> <p>また、本計画策定のご協力を頂いております、委託業者も同席しておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、これより、令和5年度第2回本庄市地域福祉審議会・令和5年度第2回本庄市地域福祉推進委員会を開催させていただきます。</p> <p>ここからは、次第に沿って会議を進めさせていただきます。それでは、次第の2. 開会にあたりまして栗田会長よりごあいさつを頂きたいと思っております。栗田会長、お願いいたします。</p>
栗田会長	<p>お忙しい中、ご出席ありがとうございます。明日から夏祭りが4年ぶりに開催ということになりました。あちらこちらの自治会</p>

	<p>で少子高齢化、夏祭りまでも少子高齢化となっている、お子さんの担ぎ手がない、大人の担ぎ手がない状況になってきていると思います。ある高齢者の方のところに向ったところ、人と話したかったと言われました。コロナ禍の4年間、どこにも出ることがなかった、話したくて仕方なくて、電話がかかってくると延々と話してしまう、それがオレオレ詐欺であろうとも、一生懸命話してしまうということでした。それはやめてほしい、何かあったら外に出てくださいというお話はしましたが、コロナ禍の4年は大きな問題があったと思います。地域福祉として、少子高齢化をはじめとした色々な問題がありますが、しっかり審議しながら本庄市がより良いまちとなるよう、頑張っていきたいと思います。</p>
事務局（地域福祉課長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>次第の3. 議題に入らせていただきますが、議事の進行につきましては、本庄市地域福祉審議会条例第6条第2項及び本庄市地域福祉推進委員会設置要綱第6条2項の規定により、会長が議長となつて行う事となっております。これからの議事の進行につきましては、栗田会長にお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。</p>
栗田会長	<p>改めまして、委員の皆様方には、ご多忙中のところ本庄市地域福祉審議会及び本庄市地域福祉推進委員会にご出席いただき、誠にありがとうございます。審議にあたりましては、慎重かつ効率的に進めさせていただきますので、ご協力をよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、本日の非公開議案等についての審査を致します。本庄市地域福祉審議会規則第2条では、「会議は、公開とする。ただし公正かつ円滑な議事の運営に支障が生じると認められる場合であつて、出席した委員の3分の2以上の多数で議決した時は、非公開とする事ができる」とされております。本日の議題は、報告事項として「ふくしの杜ほんじょうプラン21令和4年度進捗管理シートについて」、「本庄市地域福祉計画・本庄市地域福祉活動計画の施策体系及び構成等について」、「第1回本庄市地域福祉審議会及び本庄市地域福祉推進委員会意見対応について」、協議事項として「本庄市地域福祉審議会及び本庄市地域福祉推進委員会の傍聴定員について」でございます。本日非公開事項に該当する議案がございましたら、ご提案をお願いいたします。よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、本日非公開とする議案はなしということで進めさせていただきますと存じます。</p> <p>それでは早速議事に入らせていただきます。報告事項（1）ふ</p>

	くしの杜ほんじょうプラン2 1 令和4年度進捗管理シートについて事務局から説明をお願いいたします。
事務局(地域福祉課主査)	(資料に基づき説明)
事務局(社会福祉協議会次長)	(資料に基づき説明)
栗田会長	それではただいまの事務局からの説明に対してご意見・ご質問がありましたらお願いします。
飯田委員	<p>取組状況進捗管理シートを拝見して思うのですが、例えば資料1の8ページに機能集約センターの設置があります。「具体的な取組内容」のところに、「具体的な取組はありませんでした」と書いてあるのですが、本来は取組内容を具体的に書いていかなければならないので、なぜ取り組めなかったのかの表記が必要だと思うのですが、それが無いのは厳しいと思いました。</p> <p>30ページ、権利擁護の推進、市民後見人のところですが。本来の目的は市民後見人を養成していく、支援していくのが大きな目標だと思います。今年度自己評価Aとなっていますが、講座を実施して活動場所に関する検討を進めていきますとなっているにもかかわらず、実績として活動場所の選定や活動ができていなかったのだと思いました。意向調査をしたと書いてあるのですが、だとすると自己評価Aは何なのかと思います。</p> <p>58ページも同様です。福祉関係講座の受講者の実践活動支援の検討とあって、仕組みの検討とありますが、自己評価が甘いかなと感じます。</p> <p>最後になりますけれども、61ページの新たな機能の設置にかかるプロジェクトチームで、具体的な取組まで進めることができませんでしたと書いてあるだけで、何がどうしてできなかったのかという記述が必要だと思いました。</p> <p>社会福祉協議会の方では、資料2の42ページの職能団体の組織化支援の検討も同じで、なぜ難しかったのかの記述が必要だと思います。検討に至る前の段階で難航したのであればその辺りの記述が必要だと思いますし、これでは進捗管理になっていないと思います。担当課と評価される課の中で行われただけで、委員には分かりません。</p>
事務局(地域福祉課課長)	資料1の8ページの機能集約センター、61ページのプロジェクトチームについて具体的な取組がなかったということで説明が足りなかったというご指摘です。地域福祉計画に基づいて、これまで福祉の総合相談窓口の設置と、令和5年度から地域福祉課に

	<p>政策管理機能部署に該当する福祉政策係を設置しています。機能集約センター、プロジェクトチームにかかる地域ネットワークについては、福祉政策の取組の中で進めていきたいと考えています。これまで同時並行で進めるのが難しかったのが事実で、課内では引き続き取り組んでいくという認識はあります。関係する課や団体との協議が難しかったということをご理解いただきたく存じます。</p> <p>30ページと58ページのご指摘、成年後見サポートセンターの取組の表現に不備があったのではということですが、市民後見人の養成講座に13名にご出席いただきまして、名簿の登録へのご協力をすべての方ではありませんがご協力を頂けたところで、意向調査と活動場所については、市民後見人講座を受講された方の活動場所として、すぐに市民後見人の活動ができるということではありませんので、社会福祉協議会で行っている後見の相談業務、見守り活動の中で現場の経験を積んでいくことを提案しており、市民後見人としての活動のみならず、福祉のサポート等をする中で、育成と支援の取組としたということです。表現が足りなかったという点はございますが、社会福祉協議会と協力して進めていくという内容です。</p>
事務局（社会福祉協議会次長）	<p>資料2の42ページの職能団体の組織化支援について、具体的な取組内容で現段階では難しいと判断したという記述ですが、ここでの職能団体というのは、地域には医療、介護、福祉それぞれの分野で様々な資格を持って活動している方がいます。医師、歯科医師、看護師、保育士、社会福祉士などですが、現段階ではそういった職能団体の組織化は県全体、本庄市児玉郡など、広域の活動が主だったものです。その中で本庄市独自の取組ができないかということで、計画策定当初はこうした項目を盛り込んでいましたが、そういった広域的な組織化がされている中で、地域の部分は現段階では難しいと感じています。今後の方針で記載しましたが、専門職の組織化支援というよりは、多職種連携の方向で力を入れたいと考えています。</p>
飯田委員	<p>ご回答いただきありがとうございます。職能団体のところでご説明いただいた部分について、自己評価では「中止」となるので、備考欄に記載いただければと感じました。</p> <p>市でご説明いただいたところで、8ページの機能集約センターというよりは、新しい機能を市に用意しているという話がありました。現行計画上では機能集約センターはできていて、令和5年度はその検証をするという段階でして、検討する中で方向性が入</p>

	<p>り組んできたということであれば、シートの中にその説明は欲しいと感じました。地域福祉課や企画課はそのプロセスをご存じですが、市民や委員にとってはそのプロセスは分からないので丁寧に記述していただきたいと思います。</p>
木村委員	<p>前回の審議会で本庄市の事務分掌規則と行政組織機構図、社会福祉協議会の事務分掌規則と組織機構図をお願いしたところ、同封いただきありがとうございました。</p> <p>本庄市と社会福祉協議会は成年後見については委託関係の部分もあるし、社会福祉協議会が法人として独自にやっている二本立てになっているのだと思います。資料2の14ページの権利擁護の推進のところ、成果として受任件数3件とありますが、この被後見人の居住の実態について区分して記載していただけると助かります。それによって、後見活動をする上で在宅か施設かで中身が変わるので含みおきいただければと思います。</p> <p>資料1の30ページ、権利擁護の推進のところで、成果として市民後見人養成講座に13名が参加されたということですが、養成講座受講者のその後の活動として受任をしているのかも記述していただけるとよろしいかと思います。</p>
事務局（社会福祉協議会次長）	<p>資料2の14ページ、法人成年後見事業の受任件数は3件、現実的には2件受任しています。この2件についてはいずれも施設入所の方です。後見類型の方ですので、在宅生活が難しい方が多いのが現状だと思います。在宅・施設の別についてここに記載していくかどうかですが、検討させていただければと思います。</p>
事務局（地域福祉課長）	<p>資料1の30ページの表記について、市民後見人養成講座はNPO法人を立ち上げた方々など含めて総勢13名が受講されています。細かい数字のところは手元に資料がありませんのでご説明できません。受任については、委員ご指摘のとおり、養成講座が済んだとってすぐに市民後見人としての仕事ができるということではなく、先ほどもありましたとおり、サポートセンターのお仕事をお手伝いいただく、独自のNPOの活動の中で取り組んでいただくなどということになります。養成講座については、継続して参加支援をしていきたいと思います。受任件数の表記についても検討したいと思います。</p>
木村委員	<p>ありがとうございました。社会福祉協議会の表記は分かるのですが、あえて在宅か施設ということをお願いしたのは、後見活動は具体的にどのようなケースがあるのかということをより市民に分かっていただくためにも、計画としてより良いのではという意見でお伝えしました。</p>

栗田会長	<p>ありがとうございました。その辺りは是非前向きに検討していただいて、誰が見てもわかる書式にさせていただけたらと思います。他にどなたかいらっしゃいますか。</p>
小暮委員	<p>資料1の7ページ、庁内相談・政策管理機能部署の設置とありますが、具体的に地域福祉課内に福祉政策係を設置して5年度から活動を始めるということだったんですけども、自己評価のところ福祉関連施策の検討や連携にあたっての総合調整を行うということについて、総合調整というのがどういうことか分からないので具体的に説明をしていただきたいです。福祉政策係がどのようなことをしているのか。</p> <p>続いて15ページです。福祉窓口の多チャンネル化のところですが、具体的に令和5年度から試験的に休日窓口を開設ということですが、私のイメージでは休日窓口よりも平日の開庁時間を延長する方が簡単ではないかと思っていたのですが、休日窓口にした理由について聞きたいです。具体的に、例えばいつ始めるとか、対応の範囲、相談窓口だけなのかという対応範囲が2つ目です。</p> <p>それから55ページです。地域福祉計画では小地域の福祉活動を充実させていくかがポイントではないかと思っていたのですが、この分野が推進できていないのが残念に思っています。それについて、ワーキンググループを通じて調査研究を行っていくということですが、具体的に何を調査して研究するのかということです。</p> <p>社会福祉協議会にも続けてよろしいでしょうか。資料2の2ページの相談支援機能の強化と相談体制の整備について、コミュニティソーシャルワーカーを設置することが大切とされていますが、設置が検討ということでなかなかできていないのです。具体的にどうなっているのかということなのですが、社会福祉協議会としてコミュニティソーシャルワーカーを配置するのが難しいのであれば、地域で活動している独立型の社会福祉士に委託するなど色々な方法があると思うので、そういった検討をしているのかということです。11ページの部分も含めて、コミュニティソーシャルワーカーが設置できない理由が何かということと、他の方法の検討をしているのかということです。</p> <p>最後ですけれども、36ページです。小地域における福祉活動の推進ということで、モデル地区を選定とありますが、なかなか具体的に進んでいません。今後小地域における住民主体の福祉活動のモデル地区の選定を検討するということですが、どのように組織して選定していくのかという質問です。</p>

事務局（地域福祉課長）	<p>資料1の7ページの総合調整について、今年度福祉政策係が設置されました。今後資料説明でもありますが、資料5の市の事務分掌規則の中に、地域福祉課の事務分掌を載せております。福祉政策係については、「福祉施策の総合調整及び企画立案に関すること」など5項目があり、地域福祉計画の進捗管理についても担当しております。福祉施策分野の企画というか、地域福祉課からもう一步進んで関連する課に声をかけながら、地域福祉計画を実現するための組織として成立したものであり、福祉部福祉事務所、市の中でも福祉で取り組んでいかなければならない課題を調整していく上のキーとなる係となります。重層的支援体制整備事業もありますので、検討していく中核になると思います。</p> <p>多チャンネル化についてのご質問について、令和4年度には具体的な開庁にはならなかったのですが、検討する中で、実証実験のところで方針を決めて、令和5年度に実施するという事で評価しています。地域福祉計画の中での多チャンネル化というのは、福祉部門での相談窓口ということで考えおります。市役所では日曜日には市民課で住民票、戸籍、マイナンバーカードの対応をしており、時間外では収納課で徴収の窓口を開いています。各課で様々なサービスを実施しておりますが、地域福祉としては、時間内に相談に来られない人の利用を想定しています。今年度実験的に実施しようと思っているのは、休日一日を設定して相談窓口を設置するというものです。相談が多岐にわたるものもありまして、窓口の中で解決できないものも出てきますが、そこで相談を受け止めた上で、関連部署につなげていければと考えております。</p> <p>55ページについては、小地域における住民主体の福祉活動の組織化の支援として、地域福祉ネットワークにつながってくる活動の種になるものと考えております。内部体制づくりに力点が偏った部分もあり、外に向けても取組を進めていけるのではと考えています。小地域における住民活動団体との連携もアンテナを高くして関係する部署・事業所と共有して進めていければと考えています。</p>
事務局（社会福祉協議会次長）	<p>委員ご指摘のとおり、第2期地域福祉活動計画の肝とも言える部分と考えております。36ページにあります、例えば小学校区ごとの小地域ごとに住民主体の相談支援体制をつくるか、どのようにコミュニティソーシャルワーカーを配置して支援するかということが肝であったと考えております。これが何故進んでいないのかというご質問だったかと思いますが、コロナ禍を言い訳にす</p>

	<p>るのも心苦しいですが、地域活動が難しい時期であったこと、社協の対応といたしましては、特例貸付などにボリュームが割かれたということがあります。そういった中でも、令和3年度に成年後見サポートセンターの受託を受けるなど、担当職員の相談技術の向上や機能強化は地道に取り組ませていただいているところです。このコミュニティソーシャルワーカーの配置が難しいのかというご意見もありましたが、どのように配置していくべきかを検討している段階とお考えいただければと思います。コミュニティソーシャルワーカーが配置できていないのは事実ですが、コミュニティソーシャルワーク自体は各窓口で行っている事をお伝えしたいと思います。今後についてですが、市と協議させていただきながら、重層的支援体制整備事業も関係してくると思いますけれども、体制の部分と、小地域の住民主体の活動をどのように展開していくかということ、今後地域の皆様と膝を交えてできるところから取り組んでいきたいと考えています。</p>
芦澤委員	<p>資料1の37ページから40ページにある災害時における支援体制の構築で、民生委員として苦慮しているのは、災害時要支援の名簿についてです。災害が起きた際に、我々がどのような活動をしたらよいのか苦慮しています。避難行動要支援者名簿の拡大を図るということになっているのですが、我々としては支援プランをお願いしたいと考えています。名簿に対してどのような支援をするのか、という計画を示してもらえると、自治会はどうする、民生委員はどうする、警察・消防はどうする、というのが分かってくるのかなと思います。是非ともつくっていただきたいと思いますので、拡大を図りますということだけではなくて、支援計画の検討も追加していただけると助かります。</p>
事務局（地域福祉課長）	<p>37ページにつきましては、避難行動要支援者避難支援プランの策定と啓発ということで、おっしゃる通り、どういう主体がどう動くかということをもとめるということになっているかと思えます。避難行動要支援者避難支援プランというものが、現行の避難行動要支援者支援制度の前のプランを読み替える形で対応していますが、移行も含めて整理を進めていきたいと考えています。自己評価については、継続的に避難行動要支援者名簿を作成していくということで、一定の成果は出せているとしてBとしています。委員のおっしゃる計画については取り組んでまいりたいと思います。</p>
金井委員	<p>資料1の8ページの機能集約センターについてですが、これについて審議会で議論ができていないという現状があります。でき</p>

れば審議会での議論も深めていただければと思います。次期計画の中でもこういう文言が出てくるとと思いますが、この場で協議することが大事だと思っています。そこも含めてC評価なのかなと思います。

39ページ、防災活動への避難行動要支援者の参加の促進がA評価となっています。芦澤委員からもあったように、避難行動要支援者への避難支援は重要な課題になると思います。防災の出前講座に高齢者団体等が参加したということでA評価になっていますが、実際に避難行動要支援者が参加されているのかということと、防災活動そのものについての避難行動要支援者の参加は出前講座だけではないと思います。実際に当事者が避難訓練に参加する、避難所運営に加わるなど、具体的な体験があって、実際の災害の時に行動が取れるのではと思います。そういった仕組みをつくるのもこの項目なのではないかということ踏まえるとA評価でよろしいか疑問です。

55ページ、小地域における住民主体の福祉活動ということで回答いただいているのですが、調査研究だけではなく具体的に小地域の活動について審議会で検討してもよい課題ではと思いました。その部分の記述も欲しかったです。

60ページです。地域福祉ネットワーク会議の設置がC評価になっています。この計画でいうと、地域福祉ネットワーク会議や機能集約センターなどがネットワークとなっていますが、介護保険絡みでいうと、地域包括支援センターが地域ケア会議を開催しています。地域の課題を出しながら話し合い、専門職がどう動いていくのかなどの話し合いができていれば、それを踏まえて市全体の地域福祉全般にブラッシュアップしていく中で位置付けられれば、B評価になるのではと思いました。

81ページです。本庄市地域福祉審議会の設置ということで、これは設置をしたので評価はないのですが、実際には地域福祉計画は社会福祉法の中では適宜必要に応じて見直しをすることになっています。見直しを審議会で議論して行っていく、議論で出ているように、目標値が出ているけれどもそれに達しないということであれば目標値を変えるという議論があつてしかるべきだと思います。PDCAサイクルということですので、地域福祉審議会の目的や議論が記載されても良いのではないかと思います。審議会がどういう役割を果たしたのかという評価があると良いのかなと思います。

資料2の2ページです。社会福祉協議会からの説明もありまし

	<p>たとおり、社会福祉協議会としてCSWの機能を担っているということでした。プランをつくった当時はコミュニティソーシャルワーカーというキーワードが世間的にも目標とすべきものとされていたのですが、その機能を本庄市においてどう具現化していくのかということが大事ですので、CSWという職名にこだわらず練っていければと思いました。</p> <p>28ページですけれども、学校等と連携した福祉教育の充実というところで、様々なプログラムを使っていきたいということですけれども、小学生、中学生も活動の主体者になりうるという点では、小学生、中学生自らボランティア活動を実践するということがあって良いし、そういったプログラムを社会福祉協議会と一緒に考えていくのが必要ではないかと思います。余談になりますけれども、山形県山形市では民生委員が高齢者のゴミ出しをしています。それを聞いた中学生が、自分たちがやるということで、民生委員活動からゴミ出しボランティア活動を移行したということもあります。現場の声を小中学生が聞いて、自分たちで考えるというプログラムの開発ができればと思います。</p> <p>42ページの職能団体等の組織化ですけれども、それぞれが地域レベルで組織化できるのかという課題として、多職種連携を社会福祉協議会がバックアップできるのかという点を検討していただければと思いますので、D評価ではなくて継続してやっていただければと思います。</p> <p>51ページです。社会福祉協議会の機能強化という事で、A評価になっています。重点取組の内容を見ると、社会福祉協議会の発展計画を策定して業務推進を計画化とありまして、もしあればA評価ということになります。他にあればと思います。</p>
事務局（地域福祉課長）	<p>金井委員からご指摘いただいたことは地域福祉計画の肝となるところで、5年間で進めていくものでしたが、内部の体制づくりとして集約してここまで到達したという現状で、新たに取り組んでいく中で、審議会の中で様々な議論を深めて進めていければと思います。</p> <p>81ページの地域福祉審議会の考え方については、認識が及ばなかったところだと思いますが、地域福祉審議会は既に設置されており、機能していると考えており、金井委員のご提言を受け止めてどのように表記していくか、検討していければと思います。現状の報告はこのような形ですが、新たな計画をつくる中で検討できればと思います。</p> <p>続きまして、39ページの防災活動については危機管理課から</p>

	説明いたします。
事務局（危機管理課長）	<p>39ページの災害時における防災活動への避難行動要支援者の参加促進について質問を頂きました。出前講座に要支援者が参加していたかですが、自治会の方、ふれあいサロンの方、令和4年度はありませんでしたが老人会の方を対象に行っています。その中には介護サービスや障害を持っている方ではないけれども高齢のために避難に不安がある方、裏を取っている訳ではありませんが、名簿に掲載される方もいたのではないかと思います。訓練の方が大事ではないかというお話もありました。コロナ禍になって訓練ができなくなり、出前講座にやり方を変えてきたという現状があります。出前講座よりも実際に要支援者の方が避難する訓練をすることが重要と考えています。</p>
事務局（社会福祉協議会次長）	<p>資料2の2ページ、コミュニティソーシャルワーカーの配置について、次期計画でどのように入れ込んでいくかというところを検討してほしいというご意見でした。まさにその通りで、委員の皆様のご意見を踏まえて検討していきたいと考えております。</p> <p>28ページです。学校等と連携した福祉教育の充実で小学生、中学生も活動主体になりうるということで、その仕組みをどう考えていくのか、他市の事例を参考にしながら検討してはということだったと思います。本庄市では埼玉県全域で取り組んでいる夏のボランティア体験プログラムを通じて小学生から社会人まで、学生が中心ですが体験の場を設けております。7月30日は災害ボランティアセンターの立ち上げについて、小学生から社会人までを対象にして取り組む予定ですが、テーマごとに取組を考えるのも一つですし、通常のプログラムでは施設体験が主になりますが、そこで体験していただいたことを実生活で実践していけるかが課題と考えております。まさに年齢を問わず活動の主体になりうるというご意見を頂きましたので、取り組んでいきたいと思っております。</p> <p>42ページの職能団体の支援です。多職種連携に力を入れたいと先ほど説明いたしました。委員からも社会福祉協議会がどのような役割ができるのか考えてほしいというご意見を頂きましたので、そういった方向で考えたいと思っております。D評価ではなくC評価にしてはどうかというご意見も頂きましたが、他の委員の皆様からもご意見がなければご提案通りC評価とさせていただければと思っております。</p> <p>51ページの業務・財政分析や事務局の体制強化について、策定当初は3年間で分析をして計画を策定し、残り2年で体制を整</p>

	<p>備するという事だったので、計画どおりに進んでいないのが現状です。発展強化計画の策定ですが、まだできていません。構想はありまして、具体的な取組のところに記載がありますが、事業別実施計画書をつくって係別にそれぞれの事業を落とし込んでシートとして職員間での見える化をしています。そういったものをもとに発展強化計画を近くつくりたいと思っております、それと職員体制の強化を進めるのは難しいと思っております、遅れている部分もありますので、次期計画への記載も含めて検討したいと思っております。年次計画どおりには進んでいませんが、取組は進んでいるということで自己評価をAとしています。評価が甘いということであればBとしたいと思っております。ご意見を頂ければと思います。</p>
金井委員	<p>ありがとうございました。地域福祉計画はその都度社会の情勢や地域の状況が変わりますので、適宜見直しをしていくということが大事なかなと思います。そのための議論を毎年していく仕組みを今後入れていただければということと、発展強化計画については、かつては地域福祉活動計画が社会福祉協議会の発展強化計画になっていたことがあります。それを地域福祉計画と一本化していますので、中核組織としての社会福祉協議会が地域福祉計画の上で何をしていくのかということは見えていく必要がありますので是非取り組んでいただければと思います。</p>
田邊委員	<p>資料1の18ページですが、ホームページでの情報提供の充実について、若い世代には重要です。現在SNSの配信等便利になっています。特に広報は見ないがホームページやSNSで情報が得られるので市民にとって便利になっています。ですが、未達成があるということで、まだ掲載できていないのは分かっても、何が未達成だったかは分かりません。例えば申請書式がないのではと思いますが、何が未達成だったか分かったら良いのかなと思います。これは今後も重要な課題だと思うので充実していただきたいと思っております。</p> <p>12ページですが、専門職の確保ができたのはとても評価できることだと思います。本庄市もひきこもりの方がたくさんおり、また、不登校の中学生もたくさんいます。その子たちが将来ひきこもりになる可能性も高いと思っておりますので、専門員の設置はとても評価すべき点だと思います。</p> <p>22ページですが、不登校に対する相談がA評価となっています。学校教育課ではなくて生活支援課が不登校等の支援をしているということなのですね。この件について、最近相談を受けたの</p>

	<p>ですが、市外の私立の小学校に通っている子が不登校になって、本庄市に相談したところ、市外の小学校に通っている方は相談を受け付けないと言われたということでした。私も重要に思いまして、いくら市外の小学校に通っているとは言え、本庄市民が親で、子どもが私立の小学校に通っているから対象外というのはどうなのかと思いました。今年初めて受けた相談です。今後も、私立の小中学校に通う子は増えてくると思います。例えば私立の小学校でも、本庄市内の小学校ならいいのか、市外ではいけないのかということも規定がある訳ではないので、そういうことについても考えていただきたいと思います。</p> <p>34ページの更生保護サポートセンターは、実際にオープンしましたが、保護司の立場で言うと、現在のサポートセンターは老朽化が激しいところを借りており、ここでは危険でとても作業はできないし、カビなどもあって健康的にも厳しい状況です。できれば本庄市役所など、まともなところに移動したいというのは市長にも申し入れをしています。当初は、センターをつくるのが目標だったと思うのでそれは果たしていますが、その後も申し入れをしております。計画が変わっても良いということであれば、私たちは一刻も早く場所を移転したいと思いますので、見直していただけるとありがたいです。</p> <p>37ページの要支援者の避難行動なのですが、民生委員の立場から言わせていただくと、これは民生委員会でも重要な話として出てきています。数年前の台風の際に避難指示が出まして、民生委員に一齐に連絡が回ってきてありがたかったのですが、何をしたら良いのか。改選して新しい民生委員の方は全く何をしても良いか分からない状態で台風の時期を迎えます。人によっては対象27名を1人で抱えている方もいますので、どうやって避難させたら良いのか頭を悩ませている状況です。名簿をつくることは大事ですが、どう活用するかができていないと、民生委員としてもどう動いていいか分からないので、是非こう動いてほしいという指示書を頂きたいです。個人情報保護法ができてから勝手に人の家に上がることもできない状況ですので、早急に考えていただけるとありがたいと思います。</p>
事務局（地域福祉課長）	<p>ホームページの情報提供の充実について、B評価で足りないところですが、市側の取組として情報提供は不慣れなところもあります。ホームページの更新についても事務局で取り組んでいるところですが、言葉や説明が足りないというご指摘も頂いており、そういった反省も踏まえてB評価としています。具体的に何が足</p>

	<p>りないということは表現が難しいのですが、今後取り組んでいきたいという意思も含んでのものをご理解いただきたいと思います。</p> <p>34ページの更生保護サポートセンターの運営支援について、ご説明いたします。こちらは委員ご指摘のとおり、サポートセンターができたということでA評価としています。運営していく中で、保護司の皆様からご意見を頂いているので、受け止めて市として対応できることを関係各課と調整しております。保護司会長にご報告できる場が得られればと考えております。</p> <p>37ページの避難行動要支援者の取組について、先ほどご指摘もありましたが、マニュアルができていないところでして、前段の災害時要援護者の制度をベースに進めているところです。毎年度更新の際には、自治会長、民生委員にお渡しする際に名簿の趣旨と取組についてまとめたものをお配りしてお願いをしております。昨年度はそれぞれの状況に合わせたマイタイムラインをつくってみてはどうかというところ、基本的には、避難行動に支援が必要という方の名簿となっていますので、同意先は自治会、民生委員ということで同意を頂いております。お配りしている名簿の範囲でご活用くださいということで配布しております。この名簿については、何かしらの災害があった時に活用するというだけでなく、平常時から人間関係をしていく中で災害時に何ができるか、何を要望しているかを確認していただきながら活用していただければと考えております。計画の整備についても順次取り組んでまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。</p>
事務局（生活支援課長）	<p>12ページについてですが、今年から会計年度職員としてひきこもり相談員を一名採用しました。実績がある方ですが、県内に在住の方で本庄市の力になっていただけるということで採用しております。相談件数も徐々に増えており、週二回の勤務ですので、予約を取って相談に対応することになっています。相談者の中には既に就労に向けた取組を始めている方もいますし、ひきこもりの家族を持つ方がいて、話を聞いてもらえるだけで心が落ち着いて、家庭内の会話も増え、ひきこもっていた家族が会話に加わるようになったという話も聞いています。今後も組織が必要とする人材の採用を検討し、人事担当課等との協議を進めたいと思います。</p> <p>22ページの教育支援体制の強化については、貧困の連鎖防止のために、子どもの将来の自立を促すこと、民間の社会資源を活用するとともに、学校教育等と連携を強化して、教育と福祉の協</p>

	<p>力体制の強化を目指す取組です。今年度も小学生、中学生を対象とした学習教室を行っており、保護者の声として上がっているものとして、学習時間が増えた、色々なことに興味を持つようになった、分からないことが分からないと言えるようになったなどがあります。小中高継続した支援と体制強化を図っていきたいと考えております。</p>
田邊委員	<p>ここは貧困の連鎖と書いてあるところで、先ほどの質問は個々ではなかったのですが、そういう事実があったということですね。</p>
種村委員	<p>施策細目（3）人にやさしい生活環境の充実で質問します。資料1の42ページですが、公共施設のバリアフリー化、一般の施設ではユニバーサルデザイン化もあります。今年11月から埼玉県ではパーキングパーミット制度が施行されます。これについては、令和5年度の事業になると思いますが、こちらの充実を図っていくことを掲げていただけるのではと思います。基本的に人にやさしい生活環境の充実という文は、円滑に移動できるかにかかってくるかだと思います。移動ができず参加できないという相談がいくつも来ております。基本的な構築物のユニバーサルデザイン化、バリアフリー化は予算と時間があれば評価Aを取っていただけるものだと思います。移動の支援について体制は整えても運用にかかる部分が重要だと思います。例えば47ページはB評価ですが、令和4年度の目標73.5万人が72.7万人なのでそうなっているのかと思います。理由がコロナの影響で利用者が減少していると書かれているのですが、コロナ前ですと令和2年度が85万人、令和元年度が84万人となっています。いくらなんでも目標が低いのではないかなと思います。また、デマンドバスが日曜は動いていないという相談が私の方に来ます。我々障害者団体でございませけれども、基本的に活動は土曜や日曜を利用して行っております。スポーツ大会とかもそうですし、イベントも土日を利用してあります。なぜ土日なのかということになると、人が集まりやすいこともありますし、行政サイドからの指導でも何か事業をやるなら土日にせよということを言っておいて、交通機関であるデマンドバスは日曜休んでいます。何を根拠に日曜を休みにしたのか、予算の関係なのかということもあります。すべてを市の交通政策協議会だけに言うのではなく、会として何らか物申せないかと思っています。まとめると、74万人というのは、コロナ禍のせいにしてそのまま増えればそうなるということではなく、運用を見直すことによって、令和2年度の85万人を目指すこともできるのではと思います。</p>

	<p>48ページに移動支援に協力的なボランティアの活用がありますが、事業者があつて事業者が足りないところを補填するのがボランティアの活動ということだと思いますが、ボランティアが初めにあつてそれに足りない分を事業者でというのはどうなのかなという気がします。移動支援を事業者が行っており、事業として成り立つような仕組みを考えていく必要があります。残念ながら令和5年度の目標が調査研究ということだけにとどまっているのは少し消極的ではないかと思います。</p>
事務局（地域福祉課長）	<p>42ページのユニバーサルデザインとバリアフリーのまちづくりについては、関係各課となっておりますが、地域福祉課が代表してお答えします。公共施設のバリアフリー化について、関係課で施設等のバリアフリー化を進めていくことの評価について、令和4年度は移動円滑化方針を道路管理課と地域福祉課と協働で進めているところでA評価としています。令和5年度に入ってパーキングパーミットについて、障害福祉課を中心に庁内調整をしながら進めておりますのでご理解いただければと思います。</p>
事務局（都市計画課長）	<p>47ページの公共交通の充実強化について、デマンドバスは日曜稼働しておりません。委員ご指摘のとおり、これは予算の都合があります。また、曜日ごとの利用率で言いますと、日曜が平日よりも少ないデータが出ており、これも一つの要素となっております。しかしながら、日曜のご要望も実際頂いておりますので、このことはしっかり受け止めさせていただき、検討したいと考えています。目標の74万人ですが、公共交通の施策をやっておりますと、民間の路線バスの動向もみているところですが、生活様式が変化しておりますので、コロナ前のような状況には戻らないという予測があります。したがって、74万人は取り組んでいく上での現実的な目標値として表現しています。令和4年度に地域公共交通計画を策定いたしました。現在の公共交通の課題を洗い出して、実効性を持たせてやっていこうという内容です。この中でデマンドバスの見直しも考えており、中でも予約が取りづらい、行きは取れるけれども帰りは取れないというご意見や、先ほどおっしゃっていただいた要望、台数を増やしてほしいというような要望がありますので、計画の中で検討して改善していきたいと考えております。引き続きご支援、ご協力をお願いいたします。</p>
事務局（高齢者福祉課長）	<p>48ページの移動支援について回答いたします。移動支援に協力的なボランティアの活用について、取組内容を申し上げます。生活支援体制整備事業として、地域住民や各種団体、企業関係者など様々なところが協力しながら日常生活支援体制の充実・強化、</p>

	<p>高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的に協議体や生活支援コーディネーターの活動を通じて高齢者を支える地域づくりを進めています。協議体については、市全域の共通した課題を話し合う第1層協議体と、中学校区を参考にした日常生活圏域ごとの第2層協議体があり、この中のメンバーと自治会長、民生委員・児童委員、生活支援サポーター等から、移動支援にボランティア協力を頂いたところです。</p>
種村委員	<p>48ページの内容ですが、移動に関する何らかの福祉移動手段を持つ事業者は、地元是否存在するか否かというところで、存在するのであれば何社くらいの事業者がいるのか、また実質的にペイできているのかを含めて今後の施策に反映してもらえればと思いますがいかがでしょうか。</p>
事務局（高齢者福祉課長）	<p>今後の取組でできるかどうかも含めて検討したいと思います。</p>
栗田会長	<p>ありがとうございました。時間が過ぎていきますので、一度休憩とさせていただきますよろしいでしょうか。</p>
	<p>（休憩）</p>
栗田会長	<p>それでは時間になりましたので議事を再開させていただきます。時間が伸びていますので次の予定がある方が退席されましたがご容赦ください。引き続き審議に入らせていただきます。時間が押していますので、ご協力よろしくお祈いします。</p>
宮里委員	<p>47ページの移動支援ですが、デマンドバスはお年寄りで使いにくい方が多くいらっしゃるのです。調べてみると、場所によってはお年寄りぐるりんタクシー運行という事業をやっていたり、深谷市ではバスの自動運転を産学官連携でコラボしながら実験を始めていたりします。自動運転であれば人件費もかからないと思うので、本庄市でも是非産学官でやれることが、アンテナを立てていただくとあると思うので、検討していただいて、お年寄りでも使いやすくなるようにしていただきたいと思います。免許返納の方も増えると思います。</p> <p>56ページの地域懇談会ですが、私もほぼ全部の回に参加させていただきました。出席されている方が地元に住んでいて不便を感じたりしている人というよりも、民生委員や自治会長などがほとんどでした。次回はもっと地元の本当の姿を見ていただければと思いますので、もう少し色々な方を集客できるようにしていただければと思います。</p> <p>ケアラーの事ですけれども、86ページです。前からヤングケアラーについてはお願いしていますが、令和2年度にヤングケア</p>

	<p>ラーの実態調査を行ったとありますが、その結果のデータがどうなっているのか、この実態調査自体は埼玉県が行った高校生対象のものを指しているのかをお聞きしたいと思います。ヤングケアラーの方を見つけることでその人らしい暮らしができると思うので調査してほしいと思います。</p>
事務局（地域福祉課長）	<p>56ページについて、宮里委員には地域福祉懇談会にご出席いただきありがとうございました。出席されている方の意見を次期計画に反映できるよう、作業を進めているところです。参加者に対するお声がけというのは広報等色々な形で行っているところですが、なかなか広く皆さんの注意を引くのが難しいところがあります。今後もアイデアを出しながら、地域の方にも皆様から声をかけていただければと思いますので、ご理解を頂ければと思います。</p> <p>86ページのケアラー調査について、評価シートの通り、令和4年度まで取組を進めておりますが、実際のアンケート実施には至っていないのが現状です。庁内調整を図っていくということでご理解いただければと思います。令和5年度より、担当が子育て支援課ということで事務分掌も整理されましたので、改めて進めていきたいと思っています。</p>
事務局（都市計画課長）	<p>自動運転のお話を頂きました。公共交通の仕組みの中で、自動運転は将来的には有効な、期待ができるものだとは承知しております。一昨年、茨城県境町に視察に行っていました。先進的な自動運転のバスを実装し、まちなかを走らせているところがございます。二つルートがあるのですが、二つとも乗ってまいりました。感想としては、現時点ではまだ実装して皆様が便利に使えるというところまでは至っていないということです。速度が時速20kmくらいで、先進地でもそれくらいです。産学官で研究していくことは我々も想定の中で捉えているものです。本庄市には早稲田大学もございますことから、どのような形で反映できるかは現在も研究中です。ご提案ありがとうございます。</p> <p>そして高齢者、免許返納者のような交通弱者にどのようなサービスを提供できるかについて、技術的なものだけでなく制度的なものも地域公共交通計画の中で考えていますので、今後ともご指導いただければと思います。</p>
宮里委員	<p>ヤングケアラーの調査については、タブレットが配布されておりますので、アンケートを取るのも楽になったのではと思います。できるだけ早くアンケートをして、支援につなげていただきたいと思っています。</p>

栗田会長	<p>ありがとうございました。皆様からたくさんのご意見を頂きました。この意見を本庄市プランに組み込んでいただいて、さらなるよりよい仕組みづくりに活かしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。時間の都合で大変申し訳ございませんが、続いて、本庄市地域福祉計画・本庄市地域福祉活動計画の施策体系及び構成等について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局（地域福祉課長）	<p>説明をさせていただく前に、事務局以外の関係職員は退席させていただきます。</p>
事務局（地域福祉課課長補佐）	<p>（資料に基づき説明）</p>
事務局（社会福祉協議会次長）	<p>（資料に基づき説明）</p>
栗田会長	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明についてご意見・ご質問がありましたらお願いします。</p>
金井委員	<p>3ページの施策細目について、基本戦略1の（2）福祉サービスの充実が新規で追加されていますが、これは何を指しているのか。右には高齢者・障害者・子ども・生活困窮など、基本的な福祉サービスをまとめる項目とありますけれども、地域福祉計画に入れる福祉サービスとは何かということですね。今の計画ですと生活困窮とか日常生活自立支援事業とか成年後見とかありますけれども、高齢者、障害者、子どもに関する福祉サービスは具体的に記載されていません。地域福祉計画は他の福祉計画の上位計画となっていますので、それらを地域福祉計画に記載するのか、あるいはそこではなくて地域福祉計画に記載するものを絞り込むのか、社会福祉法の条文では福祉サービスの適切な利用の促進に関することとありますので、福祉サービスをいかに使ってもらおうというのが計画の柱になっている訳で、そこを書き込む必要があるのかなと思います。従来ですと機能集約センターや相談支援ということになっていた訳で、福祉サービスの充実がよくわからないというのが一点です。</p> <p>もう一点は重層的支援体制の整備で横断的である事を示していますが、これも社会福祉法の規定で行くと、包括的支援の体制を整備するということで、重層的支援体制は事業名です。事業名を中心に表すことに違和感があるという感じです。包括的な支援体制整備が社会福祉法としては1つ上のレベルの捉え方なので、その方が良いのではないかと思います。</p> <p>2ページでは、現行計画では基本戦略4に計画推進体制の発展・強化があり、今回は消えています。計画の進捗管理、見直しを</p>

	<p>適宜していくこと、審議会をどのように運営していくかも書いていく必要があるので、基本戦略に入れるかは別としても、進行管理を入れていただきたいと思います。</p>
事務局（地域福祉課課長補佐）	<p>ありがとうございました。先ほど委員からご指摘いただきました基本戦略1（2）福祉サービスの充実については、現在行っている事業を利用者にどう伝えていくかということで、それを改めて入れていこうという考えと、もう一つお話を頂いたとおり、高齢者や障害者だけでなく、子育てなども含めて、福祉サービスを利用できるものがあるということを明確に記載することを想定しています。基本戦略の1と2と3をどのように分けたのかについては、1のところは大きな仕組みのところ、2が人づくり、3が安心ということになっています。1は仕組みということでより明確にして載せたいと、新たな項目を入れたものになります。</p> <p>二つ目の重層的支援体制整備の表現については、ご指摘いただいたとおり、包括的な支援体制整備という表現が政策としては良いのではと思いました。</p>
金井委員	<p>社会福祉法の条文にあるのは包括的な支援体制整備ということで、重層的支援体制整備はその一事業であり、その名前を出して良いのかということです。</p>
事務局（地域福祉課課長補佐）	<p>表現は検討させていただきたいと思いますが、国の支援制度の表現も重層的支援体制整備なので、市の計画の中で重層的支援体制整備を行っていくのだという意思表示をどう表現するかでして、事務局でも検討させていただきたいと思います。</p> <p>三つ目の基本戦略4が新たな施策体系でなくなっているというお話ですが、こちらは委員ご指摘のとおり、なくしてしまうのではなくて、表現としてすべての施策細目に関わる場所ですので、改めて別の形で盛り込みたいと考えております。</p>
金井委員	<p>福祉サービスの充実については、高齢者、障害者、子どものサービスを列挙しても仕方ないので、工夫していただきたいと思います。</p> <p>重層的支援体制整備事業については、国が行っているのは断らない相談、参加支援、地域づくりという三本が重層的支援体制整備事業の中身なので、そのことだとすると、全部ひっくるめすぎるので、地域福祉計画では包括的な支援体制整備の方がしっくりくるのかなというところです。</p> <p>三点目のところは承知いたしました。ありがとうございます。</p>
栗田会長	<p>他にどなたかご質問等ございますか。よろしいでしょうか。議題の二つ目については以上とさせていただきます。</p>

	それでは第1回本庄市地域福祉審議会及び本庄市地域福祉推進委員会意見対応について事務局から説明をお願いいたします。
事務局(地域福祉課主査)	(資料に基づき説明)
事務局(社会福祉協議会次長)	(資料に基づき説明)
栗田会長	ただいまの事務局からの説明についてご意見・ご質問等ございますか。
木村委員	資料4については、この数字は外国人人口が含まれているのでしょうか。資料5の説明を頂いたのですが、5ページの表記は変換間違いではないかと思えます。
事務局(地域福祉課主査)	資料4の人口推計ですが、外国人人口も含めたものとなっています。資料5については誤字でございました。失礼いたしました。
栗田会長	他にどなたかご質問ありますか。よろしいでしょうか。それでは議題2は以上とさせていただきます。 続いて協議事項、本庄市地域福祉審議会及び本庄市地域福祉推進委員会の傍聴定員について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局(地域福祉課課長補佐)	(資料に基づき説明)
栗田会長	ただいまの事務局からの説明について、ご意見・ご質問はございますか。よろしいでしょうか。以上とさせていただきますので事務局よりお願いします。
事務局(地域福祉課課長補佐)	ご了解を頂きましたので、次回からは傍聴定員を20名と致します。ご希望いただいているのは10月23日ですが、ご審議を頂いたので、このような体制にしたいと思います。
栗田会長	ありがとうございました。続いてその他でございますが、今後の予定等について事務局よりお願いします。
事務局(地域福祉課課長補佐)	委員の皆様には慎重審議ありがとうございました。本日頂いたご意見を参考に、会長と協議の上決定させていただければと思いますがよろしいでしょうか。
栗田会長	以上で本日の議案はすべて終了しましたので進行を事務局にお返しします。
事務局(地域福祉課課長)	慎重審議大変ありがとうございました。また、議長を務めていただいた栗田会長に御礼申し上げます。 次第4その他です。事務局より連絡がございます。
事務局(地域福祉課主査)	三点ご連絡申し上げます。本日の会議録は後日委員の皆様へ送付いたします。ご確認いただき、修正がありましたら事務局まで

	<p>ご連絡をお願いいたします。</p> <p>次回は8月21日13時30分からを予定しております。内容は次期計画の素案の検討です。</p> <p>本日の審議会資料を事前に郵送させていただきました。次回以降の送付方法については、より迅速に委員の皆様にお送りするため、郵送に加えてE-mailでの送付を検討しております。</p>
事務局（地域福祉課長）	<p>それでは閉会にあたりまして太田副会長よりごあいさつを頂戴したいと思います。</p>
太田副会長	<p>長時間ご審議お疲れ様でした。令和5年度第2回本庄市地域福祉審議会・令和5年度第2回本庄市地域福祉推進委員会を閉会いたします。</p>

会長署名 栗田 弘志